

# 要望結果報告

(発行：平成19年10月31日)

## 第7次中央要請行動 (文教予算等に関する要望)

文部科学省

要望日時 平成19年10月22日(月) 11:00～12:00

回答者 大臣官房審議官 初等中等教育局担当  
前川喜平氏

要望者 本部専従4名、副委員長4名  
栃管協3名

### 要望(全日教連)

- 人材確保法の趣旨を尊重し、優秀な人材を教育界に確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善すること。
  - 教員の専門性及び職務の重要性に鑑み、新しい給料表の作成においては関係機関に対し、人材確保法の趣旨に沿った適切な助言を行うこと。
  - 勤務実態調査の結果を参考に、教職調整額を実態に見合うように増額すること。

### 文科省

- 主幹教諭、指導教諭等の新しい職を設置することができるようになり、当然新しい給料表を作成する必要がある。現在の2級と3級の間新しい級を創設し、5級制という形になるであろう。給料表自体は各都道府県が策定することになるが、算定にあたっては5段階にするよう働きかけていきたい。その際は人確法の趣旨に沿ったものであることが重要と考える。また、モデル給料表を策定する全人連に対しても、新しい職の設置に相応しい形になるよう、助言していきたい。

また、教員勤務実態調査から教員は月に約34時間、1日約2時間の時間外労働をしている実態が明らかになった。1日の休憩時間も10分以下という結果であった。教員の処遇に関しては、昨年度の「骨太の方針2006」により、教員給与19年度から5年間にわたって2.76%の削減が決定した。当時の伊吹文部科学大臣の強力なリーダーシップのもと今年度は見送られた。しかし、来年度からは削減されることになる。現在の一律優遇分が下がるのは仕方がないと思うが、減り張りのある給与体系の改善により、トータルでは給与がプラスになるように持っていきたい。
- 教職調整額は現在のところ一律4%支給になっている。これは時間外勤務の約8時間分に相当する。今回の勤務実態調査では残業時間が約34時間にも上ったが、外部人材等の活用により約17時間程度に残業時間を縮減したい。その上で、これに見合

う額の支給を考えている。具体的には教職調整額を10%程度にしたい。ただし、これまでのような一律支給は見直し、休職中や指導力不足等で児童生徒の指導に直接関わっていない教員に対しては支給額を減らすか無くす方向である。さらに、校務の負荷に応じて10%前後の数字で高低を付けて支給していくことを考えている。現在、法制局と検討をしているところである。

## **意見 及び 回答**

### **(全日教連)**

- ・ 教育現場の困難さばかりが強調されマスコミ報道されていることに懸念を感じる。事実、教育養成系の学部競争率は低下している。さらに、採用試験を受験する人数が減るとともに、団塊の世代の大量退職の時期に差し掛かり、教員採用試験の倍率は低下傾向にある。特に大都市圏ではその傾向が顕著である。このままでは、教員の質が低下することは明らかである。教職を魅力あるものとするためにも、処遇の改善は絶対に必要なものと考えている。
- ・ 全日教連が長年訴えてきた5級制が、主幹教諭や指導教諭という新しい職の設置により実現するならば大変嬉しい事である。さらに、教育専門職として、キャリアの複線化を図っていくことは重要である。何より、優秀な人材が主幹教諭や指導教諭という上の級に速やかに移れるように文部科学省としても働きかけてほしい。また、主幹教諭がどの程度マネージメントするかは学校や地方によって多少変わるであろうが、中間管理職的になることがないようお願いしたい。

### **(文科省)**

- ・ まず主幹教諭や指導教諭の設置が各地方自治体で進むことが大切である。また、現在ある主任制度との関わりもあり、将来的に主幹と主任の整合性について検討する必要があるかもしれない。文部科学省としては、主幹教諭と指導教諭の設置を推進するよう各教育委員会に働きかけていきたい。

## **要 望 (全日教連)**

- 2 地方公共団体の財政状況により、教育環境に地域格差が生じることをのらないよう十分な文教予算を確保すること。
  - ・ より質の高い教育と、子供一人一人に応じたきめ細かい指導を行うために教職員の配置基準を改善し、教職員数を増やすこと。
  - ・ 学校施設の耐震化・老朽化の早急な改善を行う予算措置をするよう、地方公共団体に指導すること。
  - ・ 学校及び地域の実態に応じた習熟度別学習や少人数指導の推進及び主幹教諭・指導教諭の配置を図るため、教職員定数の標準を引き上げること。

### **文 科 省**

- ・ 教職員に関しては、今年度の概算要求で思い切った予算編成を行った。行革推進法や骨太の方針2006により、第8次定数改善計画は実施できない状況である。公務員の総人件費削減の方針もあり、文部科学省としては不本意である。行革推進法は小泉内閣の時のものである。教育を最重要課題として、教育基本法や学校教育等が改正され、当時と状況は異なってきている。学校現場においては教職員に頼らなくてはならぬわけ、教職員が安んじて職務に専念できるようにすることは、文部科学省の役割であると認識している。3年間分の自然減である7000人を来年度だけで補充し、

3年間で約2万1千人の教職員定数の改善を実施したいと考えている。さらに、臨時教員の採用、部活動指導や登下校時の安全確保についても地域人材活用等の推進等により、教員の負担を減らすような施策について予算化している。

増税しないで財政再建を行うことがベストだが、必要な部分の歳出は縮減するべきではない。財政が本当に厳しいのであれば、たとえ税率を上げて教育には予算をかけるべきである。教職員定数の改善はどうしても必要であり、きちんと説明すれば国民も納得してくれるはずだ。

- 耐震化については、まず耐震調査を100%実施するよう、各地方公共団体には要望している。その上で、耐震化の拡大を図るための予算措置を行っていききたい。老朽化についても厳しい財政状況の中ではあるが、地方公共団体へ改善するように働きかけていく。

## **意見 及び 回答**

### **(全日教連)**

- 現在、学習指導要領の改定作業が進んでいるが、授業時数の増加が盛り込まれることは確実と言える。授業時数が増えれば教員の担当する授業時間も多くなり、多忙感は現在以上のものとなるだろう。ぜひとも定数改善を実施していただきたい。また、増加する教科については教員間でバランスを取る必要がある。忙しい教師が増えることのないよう、教職員数の増加をお願いしたい。

### **(文科省)**

- 要望の趣旨は理解できる。財務省は子供の数が減っているのであるから、予算を増やさないという理屈である。しかし、不登校や教師暴力の増加、発達障害を持つ児童生徒の通常学級の在籍、外国人の児童生徒の増加等様々な子供たちに対応する必要性が出てきている。さらに、保護者との関わり、地域との連携等、教員は職務以外に多くの課題を抱えている。このような学校現場の問題を訴えていきたい。

### **(全日教連)**

- 地方公共団体の一部では、苦しい財政状況から教員の給与カットが進んでいる。このような地方では、財政的に主幹教諭や指導教諭という新しい職を設置することは厳しい状況にある。主幹教諭や指導教諭は「教員が教員を育てる」という現場の教員を支える立場にもなりうる。ぜひ、各地方教育委員会に推進を働きかけてほしい。

### **(文科省)**

- 主幹教諭及び指導教諭の各地方での配置状況を今後調査する方向である。財政状況が苦しいからといって教員を減らしてもよい、というものではない。「米百表の精神」のもと増税までも視野に入れながら、教育に対して予算を措置していくことは必要であると考えます。

## **要 望 (全日教連)**

- 3 教員免許更新制の導入に伴い発生する費用に関して、現職の教員に負担を強いることがないような制度運用を行うこと。

### **文 科 省**

- 教員免許更新制については、具体的な検討をしている段階である。どこが主体で行うか、どのような基準で判断するか等、現職の教員にとって使い勝手の良いものになるような制度運営を図りたい。特に、地方においては衛星授業や放送大学等の利用も

考えている。来年度試行した上で、問題点を探っていきたい。また、現職の教員については制度が免許取得後に制定されたことから、できるだけ費用負担を軽減する形で考えたい。実際は平成21年度の予算になるが、文部科学省としてもできるだけのこととはしたい。

## **意見 及び 回答**

(全日教連)

- ・ 教員免許更新制に関しては、その運用面で多くの会員が不安を持っている。更新製の趣旨が、時代の進展に応じた教員の資質向上にあるとすれば、9年目や10年目の講習だけでは不十分である。10年間にわたり積み重ねてきた研修や実績こそが大きく評価されるべきであると考ええる。また、教員勤務実態調査が公表されたが、数字として表れていない部分がある。休み時間は児童生徒と関わり、放課後は保護者への対応等で、職員室に行けない状態が続いている学校も多数ある。これ以上、教員を現場から離すことのないような制度設計を考えてもらいたい。そして、自信と誇りを持てるような制度にしてもらいたい。

(文科省)

- ・ 教員免許更新制度に対して、教員の皆様が不安を持っていることに対しては理解しているつもりである。10年目の講習により全てを判断できるとは、文科省としても考えていない。新しい知識・技術を身に付け、次の段階へのステップアップとして捉えていただきたい。現場が多忙であることは十分認識しているので、10年経験者研修や20年研修等を利用することも含めて、今後総合的に判断し、教員の皆様の負担になることがないような制度を検討していきたい。

## **要 望 (全日教連)**

- 4 学校の裁量権拡大に伴う事務業務の増加への対応及び教員が子供と触れ合う時間の確保のために、義務教育諸学校への事務長職の設置を学校教育法施行規則に明文化すること。

### **文 科 省**

- ・ 教員が子供と向き合う時間を確保するために、事務長職の設置は大きな課題として認識している。事務職員の複数配置や事務の共同実施を行う場合、事務長を設置できるかどうかについては幾つかの点で法制上の問題がある。しかし、文部科学省としては、事務長職を省令に位置付ける方向で考えている。

## **意見 及び 回答**

(全日教連)

- ・ ぜひ、早急に事務長職を省令に位置付けるよう改正をお願いしたい。

# 総務省

要望日時 平成19年10月22日(月) 13:30～14:00

回答者 自治行政局公務員部給与能率推進室  
給与第2係長 笹木寿彦氏  
自治財政局調査課  
企画係長 岩田真奈氏  
大臣官房政策評価広報課情報公開渉外第二係  
係長 松岡秀法氏

要望者 本部専従5名、副委員長5名  
栃管協3名

## 要望(全日教連)

- 1 人材確保法の趣旨を尊重すると共に、教職員の勤務の特殊性と職務の重要性に鑑み、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善するよう地方公共団体に指導すること。

### 総務省

- 平成16年度に国立大学が独立行政法人化したことにより、国立大学附属小中学校並びに高等学校における教職員俸給表が廃止された。それに伴い地方公務員法第24条第3項の一般原則のもと教育公務員特例法に従って、それぞれの地方公共団体が給与について定めることになった。義務教育の場合は人材確保法にも留意することが必要と考える。いずれにしても、地方公共団体の職員の給与については、各団体に設置されている人事委員会の監督の下において給与を定めている。今年度は人事委員会を置く67の都道府県並びに政令指定都市の中で、すでに66団体において人事委員会の勧告が行われている。今後も地域住民の納得と理解を得られる適正な給与水準となるよう、各地方公共団体には助言をしていく。

## 意見及び回答

(全日教連)

- 今年度の大学入試において教員養成系学部の志願者数が減少した。また、教員採用試験の倍率も低下傾向にあり、若者に教員離れが進んでいるのではないかと思われる。教育現場の困難な状況が報道され、教員は大変な職業だというイメージがある。さらに給与も縮減されており、このままでは優秀な人材が教員を職業として選択しなくなる。人材確保法の趣旨を十分に尊重した上で、給与の改善につなげてもらいたい。

(総務省)

- 人材確保法は尊重するべきであると考え。しかし、骨太の方針2006において人材確保法も含めた優遇分の見直しを図ることが閣議決定された、という経緯がある。学校現場における教職員の職務の重要さや困難さが増していることは、総務省としては認識している。今後も教職員の処遇に関して検討していきたい。

## **要 望（全日教連）**

- 2 国が責任をもって、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、さらに充実した制度を確立すること。

### **総 務 省**

- ・ 今まさに概算要求の時期であるが、義務教育費国庫負担制度に関しては来年度も堅持することが決まっている。三位一体改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1になったわけであるが、そのメリット、デメリットを十分に検証する必要があると考える。総務省としては、地方公共団体にとって義務教育費国庫負担制度が使いやすいものとなるよう、負担率並びに総額裁量制も含めた形で、今後とも義務教育費国庫負担制度を検討していきたい。

## **意見 及び 回答**

（全日教連）

- ・ 義務教育費国庫負担制度が3分の1に減らされたが、現場ではデメリットばかり現れている。各地方公共団体の間にも地域格差が確実に広がっており、特に都市部と地方の格差については目に余るものがある。義務教育費国庫負担制度の意義をしっかりと見つめていただきたい。義務教育はこれからの我が国を担っていく子供たちを育てるものであり、単に大人にするために教育をしているものではない。そのことをしっかりと認識していただきたい。

（総務省）

- ・ 義務教育費国庫負担制度は教育の質を担保する上でも重要な制度であるので、今後も維持する方向で考えている。

## **要 望（全日教連）**

- 3 地方公共団体の財政状況によって、教育環境に地域格差が生じることがないように、十分な文教予算を確保すること。

### **総 務 省**

- ・ 地域格差は国会においても取り上げられており、総務省としては大きな問題と考えている。地方交付税は標準的な行政サービスをどこの地方においても差がないように行うために、一般財源として交付するものであり用途を特定しない点に大きな特徴がある。従って、地方交付税をどのような用途に使うかは、最終的には各地方公共団体の判断によるものである。しかしながら、地方の現場においては地域格差は確実に存在すると思われる。教育はすぐに成果が出るのものではないことから、長期的な視野に立って、予算措置をすることが重要と考える。子供たちのために十分な予算措置がなされることを望みたいが、平均的な行政サービスも担保する必要がある。財源も限られており、単純に予算を増加するわけにはいかないという事は理解してもらいたい。

## **意見 及び 回答**

（全日教連）

- ・ 特別支援教育支援員の配置に関わる予算措置が7月に地方公共団体になされたが、地方交付税措置であるために、地域によって、その配置に大きな格差が生じている。7月の措置であったため、それを見越して4月から支援員を配置した地域がある一方、2学

期から配置した地域もあった。さらに、未だに支援員を配置していない地域もある。このように、教育における地域格差は歴然としている。交付税への用途の限定ができないことは理解できるが、子供たちのために少力で総務省から地方公共団体に働きかけを行ってほしい。

**(総務省)**

- ・ 特別支援教育支援員は公立の各小中学校に一人ずつ配置するために予算措置したものである。しかし、地域によって配置にばらつきが生じていることは総務省も把握している。引き続き地方公共団体への説明会等でその趣旨を伝えていきたい。また、文部科学省とも連携しながら、各小中学校に一人の支援員の配置を目指していきたい。

**(全日教連)**

- ・ 現在地方においては、小中学校の統廃合が進んでいる。財政論のみが優先され、地域の核となる学校が減らされているが、子供たちにとって何が良いのか、という議論がなされていない。学校は規模だけが重要ではない。学校は地域社会とのコミュニケーション等の場としての中核的な機能も果たしてきた。このまま、学校の統廃合が進めば、子供を持っている家族は都市部に集まるようになる。地方と都市部の格差はますます広がることになるのではないか。

**(総務省)**

- ・ 小中学校の統廃合には財政的な側面はあるが、もう一方では、集団生活の場としての学校の在り方も論じられている。児童生徒数が僅か1～2名の学校において、教育効果が十分に上がっているのかという考え方もある。学校数の増減に関わらず、地方交付税としてではあるが学校を支援するだけの予算を措置している。学校の統廃合についての最終的な判断は各地方公共団体において首長の判断に委ねられている。しかし、子供たちにとってより良い教育は何かを十分に検討した上で、各地方公共団体は学校の統廃合を判断をしてほしいと考える。

# 財務省

要望日時 平成19年10月22日(月) 16:30～17:00

回答者 主計官(文部科学担当)  
藤城真氏

要望者 本部専従5名、副委員長5名  
栃管協1名

## 要望(全日教連)

- 1 人材確保法の趣旨を尊重し、優秀な人材を教職員に確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善すること。

### 財務省

- ・ 人材確保法と教員の給与に関しては、すでに行革推進法や骨太の方針において、一定の方向性ができている。それに従って、検討を進めていくことになる。

## 意見及び回答

### (全日教連)

- ・ 団塊の世代の大量退職に伴い、大量採用の時代に入ってきた。しかし、一方で教員の職務や勤務の厳しさから教員を志望する若い世代が減少している。さらに、学校の統廃合が進み、管理職ポストの数も減っている。このような状況で、優秀な人材を確保するためには、人材確保法の趣旨が尊重され、専門職として処遇が改善されることが必要である。主幹教諭、指導教諭という新しい職の設置により、新しい給料表が作られることにより、教員のキャリアの複線化につながると考える。ぜひ、諸般の事情を考慮して善処願いたい。

### (財務省)

- ・ 新しい職が設置されるわけであるが、総額裁量制の上からも公務員全体の問題として検討していく必要がある。なぜ公務員の中で教員だけが優遇される必要があるのか、という議論もある。我々としては人材確保法の7.26%分をどこまで縮減できるか考えている。地方においては教員の待遇は決して低くはないと認識している。  
また、頑張っている人に対しては処遇を厚くし、そうではない人には減額するという減り張りのある給与を考えるべきであろう。約70万人いる小中学校の教員全てが多忙なわけではない。教員評価を導入すれば、給与の減り張りが付くがアンケートの結果等を見ると教員は必ずしもそれを望んでいない。今後も様々な状況を考えながら、総合的に検討を行っていく必要がある。

## 要望(全日教連)

- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、さらに充実した制度を確立すること。

### 財務省

- ・ 教育の機会均等と教育水準の維持向上のためと、義務教育費国庫負担制度とがどのように関連しているのかを考える必要がある。義務教育費国庫負担制度は2分の1



から3分の1に制度変更されたわけであるが、それが各地方公共団体にどのような影響を与えているかの検証もしなくてはならない。義務教育費国庫負担制度の堅持となるとまた別の問題であり様々な視点から検証を行う必要がある。

## 要 望（全日教連）

3 より質の高い教育と、子供一人一人に応じたきめの細かい指導を行うために、教職員定数の改善を図り、教職員数を増やすこと。

### 財 務 省

- ・ 質の高い教育やきめ細かい指導という理念に対して、異議を唱える人はいないであろう。しかし、そのために何が必要かについて十分な議論がされてこなかったのではないかと。少なくとも、子供と向きあう時間を増やすために教職員を増やすというのはあまりに安易な発想と考える。平成に入り、子供の数が3分の1近く減少している中で、従来と同じやり方でよいのかどうかを考える必要がある。80年代に校内暴力が騒がれ始めた頃から、義務教育に何を求め、義務教育の役割は何かというコンセプトが混乱してきたのではないかと。社会の変化、子供たちの多様化等により、教員は自信をなくしてしまったように見受けられる。

教員にとっての本業は授業である。しかし、文部科学省や教育委員会から様々な調査が寄せられ、その報告事務に時間を割いている実態や、研究指定校においてその結果が適切に反映されていない実態がある。どのような教え方が良いのか、どんな所に注意したら良いのか、悪かったモデルはどこを改善したら良いのか等のフィードバックが不十分であったと考える。それらを示さず、各学校において個々の教員のボトムアップを促しただけでは何の解決にもならない。各種の会議の省力化を図り、そのための条件整備を進めるのであれば理解はできる。

また、児童虐待やネグレクト等の児童生徒の家庭問題を、学校が背負ってしまったら大変である。もっと学校を開いて、専門的な機関と協力することによって教員の負担は軽減するのではないかと。各種の会議や事務についても、本当に必要なものは何かを検討する必要がある。例えば部活動は地域の人材を活かすことを考えるべきだろう。必要な事務の効率化を図ることにより、本当に必要な所に教員を配置がすることができるようになれば、教員の負担も減少するのではないだろうか。

これらのことを含めて、これ以上はできないというレベルまで徹底的に見直しをやったということであれば、財務省としても要望を真摯に受け止める。しかし、現状を見る限り十分とは言えない。現在の体制のまま2万1千人を増員しても、2～3校に1人程度増えるだけで問題が解決するとはとても思えない。物量に依存しようとして、どうしたら現在の状況を変えることができるかを検討することが最初にくるべきである。

## 意見 及び 回答

（全日教連）

- ・ 地域社会からの要請もあり、学校現場としては教員一人一人のボトムアップが必要であることは十分承知している。しかし、学校現場は多忙であり、教員が教員を育てるといった教員文化もなくなりつつある。このような状況下で精神的に追い込まれる教員もいる。この現状を変えるためにも教職員数の増加は必要と考える。

### (財務省)

- ・ 地域社会に対して学校を開放して援助してもらおう、という方法もあるのではないか。教員がお互いを支え合うということは大切であるが、追い込まれた教員にとって何が必要かを考えることこそが重要であろう。それはカウンセラーかもしれない。また別のサポートかもしれない。いずれにしても専門的な人に入ってもらうことである。様々な要望を文部科学省に話してきたと思うが、具体的なアクションを起こすことが今、求められているのではないだろうか。一緒に変えていこうではないか。

## **要 望 (全日教連)**

- 4 地方公共団体の財政状況によって、教育環境に地域格差が生じることがないように、十分な文教予算を確保すること。

### **財 務 省**

- ・ 国としては標準法に従って予算を措置している。もし、それが学校現場に降りてこないという事は、各自治体が分配していないということであろう。地方交付税の趣旨からすれば各自治体なりに考え、教育より重要な政策があるという判断をしたのではないか。格差というが、角度を変えてこれを多様化と見れば、そこに広がりが見れる。格差には縦と横があり、横のものは特色である。どのような教育を求めるか、というコンセプトに関わることでもあるが、各地方で特色のある教育が実施されることは悪いことではない。

## **意見 及び 回答**

### (全日教連)

- ・ 財政状況については理解できるが、未来への先行投資としての教育の重要性は益々高まっていると考える。学校現場の状況を十分に把握していただくと共に、日々情熱を持って教育に取り組んでいる多くの教職員の声に耳を傾けてもらいたい。